

栃木県プラスチック資源循環推進条例の概要

令和2年3月9日制定 ・ 令和2年3月10日施行

前文

資源の大量消費が気候変動などを地球規模で引き起こしており、とりわけ、プラスチックに関しては、いわゆるマイクロプラスチックなどの海洋ごみが生態系に大きな影響を与えるリスクが懸念されている。今こそ使い捨て型の大量消費社会から循環型社会への大胆な移行が必要であり、プラスチックの高度な機能を尊重しつつ、プラスチックとの上手な付き合い方を探求し、持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出していかなければならない。

ここに、プラスチックが資源として適正に循環する体制を築き、持続可能な循環型社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則(第1条～第6条)

【目的(第1条)】

栃木県環境基本条例第3条の基本理念にのっとり、プラスチック資源循環の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって循環型社会の形成並びに県民の健康の保持及び増進に寄与する。

【県の責務(第3条)】

○施策の総合的な策定・実施

【県民の責務(第5条)】

○廃プラスチック類等の発生抑制
○循環的な利用の促進

【事業者の責務(第4条)】

○廃プラスチック類等の発生抑制措置
○循環資源の適正利用・適正処分

【市町村との連携等(第6条)】

○市町村との連携・協力
○助言・情報の提供

第2章 基本的な指針(第7条)

知事は、プラスチック資源循環の推進に関する基本的な指針を定めるものとする

第3章 基本的施策(第8条～15条)

【廃プラスチックの類等発生の抑制(第8条)】

【研究及び技術開発に対する支援(第12条)】

【廃プラスチック類等の循環的な利用の促進等(第9条)】

【産業の振興(第13条)】

【廃プラスチック類等の適正な処分(第10条)】

【推進体制の整備(第14条)】

【教育及び学習の振興等(第11条)】

【財政上の措置(第15条)】

附則

○公布の日(令和2年3月10日)から施行

